

県独自の緊急事態宣言により、大きな影響を受け、
令和3年8月・9月の売上が減少した町内事業者に対して

門川町内事業者緊急支援金(令和3年8月・9月分)

を支給します。

支給対象者

中小企業基本法に定める中小企業者(※詳しくは裏面をご覧ください。)で、
令和3年7月31日(9月の売上比較により申請する場合は令和3年8月31日)まで
に開業しており、次のいずれかに該当する方。

- [法人の場合] 町内に本店・主たる事業所があること。
- [個人の場合] 町内に住所を有すること。



支給要件

※次のすべてを満たすこと。

- (1) 令和3年8月または9月の事業収入額が、前年又は前々年の同月と比べて減少した事業者。
- (2) 令和3年8月・9月の県独自緊急事態宣言中における営業時間短縮の要請に係る協力金の支給を受けていないこと。
- (3) 申請日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること。
(県独自緊急事態宣言の影響を受け、申請日時点でやむを得ず休業している場合は対象とする。)
- (4) 政治団体、宗教上の組織もしくは団体でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団関係者、反社会的勢力関係者でないこと。

支給額

※交付対象者につき1回限り。

◎要件:令和3年8月または9月の売上が、前年または前々年の同月と比較して減少していること。

※注意:県の支援金(県内事業者緊急支援金)は、別途申請が必要になります。

8月または9月のどちらかひと月だけ減少しているとき

- ① どちらかひと月が50%以上減少の場合

県10万円+町5万円

- ② どちらかひと月が50%未満減少の場合

町10万円

8月と9月の両方とも減少しているとき

補足:8月と9月は同年で比較を行います。令和2年8月・9月と令和3年8月・9月を比較または令和元年8月・9月と令和3年8月・9月を比較してください。

- ③ 両方とも50%以上減少の場合 → → 減収前の8月と9月の売上合計が20万円以上

県10万円+町5万円

県(上乘せ)10万円+町(上乘せ)5万円

減収前の8月と9月の売上合計が20万円未満

町(上乘せ)10万円

- ④ どちらか一方が50%以上減少し、どちらか一方が50%未満減少の場合

県10万円+町5万円

町(上乘せ)10万円

- ⑤ 両方とも50%未満減少の場合

町10万円

町(上乘せ)10万円

(裏面につづく)

申請受付期間

令和3年10月11日(月) から 令和3年12月10日(金) まで

必要書類

☆ 必要書類は役場まちづくり推進課窓口もしくは町ホームページからダウンロードできます。

☆ 門川町内事業者緊急支援金（令和3年5月分）を受給した方は、(4)と(6)の書類は省略できます。

(1) 門川町内事業者緊急支援金（令和3年8月・9月分） 交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 門川町内事業者緊急支援金（令和3年8月・9月分） 計算シート

(3) 売上が確認できる決算書または帳簿の写し

- ・ 令和3年8月または9月の売上と、前年または前々年の8月または9月の売上がわかるもの（両方の月で支援金を申請する場合は、両方の月の売上がわかるものが必要）
- ・ 令和2年8月2日（9月2日）～令和3年7月31日（8月31日）に開業・設立された方は、開業日から令和3年7月（8月）までの売上がわかるもの

(4) 確定申告書の写し

- ・ 法人の場合は直近の決算期に関するもの
- ・ 個人の場合は令和2年分

(5) 令和2年8月2日（9月2日）以降に開業した方は、税務署届出の開業届けの写し

(6) 本人確認書類（個人事業者のみ）

- ・ 運転免許証・パスポート・健康保険証の写しなど。
注意：マイナンバーカードの写しの場合は、マイナンバー部分を隠して写しをとってください。

(7) 通帳またはキャッシュカードの写し(振込口座の情報がわかるもの)

- ・ 必ず金融機関名、本店・支店名、預金種別、口座番号、カタカナの名義が全て分かるもの。

申請方法

☆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

【郵送の場合】

宛先／〒889-0696 門川町平城東1番1号 門川町役場まちづくり推進課

【窓口で提出する場合】（土・日・祝日は受付できません）

受付場所／門川町役場2階 まちづくり推進課

受付時間／9時～17時（12時～13時を除く）



◎支給対象者の中小企業者とは…

右表の要件1または要件2を
満たす必要があります。

	要件1	要件2
	資本金または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（門川町役場 まちづくり推進課 商工観光係 TEL：63-1140）